

鶴岡市地域住宅協議会 設置要綱

(設置)

第1条 鶴岡市における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備、管理・運営及び鶴岡市住生活基本計画（以下「基本計画」という。）に基づく諸事業について意見を述べ、事業評価を行い、基本計画の基本施策が円滑に実施され、計画の実現が図られることを目的に、鶴岡市地域住宅協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項に係る計画及び事業について、鶴岡市に意見を述べ、事業の評価を行うものとする。

- (1) 鶴岡市が策定する鶴岡市市営住宅の建替え計画及び管理・運営に関する事項
- (2) 鶴岡市が策定する基本計画に記載される各施策、事業に関する事項
- (3) 鶴岡市が策定する社会資本整備総合交付金に係る「地域住宅計画」に記載される各種施策、事業に関する事項
- (4) 基本計画の見直しに関する事項

(組織及び会長)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 住民組織の代表
 - (3) 住宅関連団体の代表
 - (4) 市民まちづくり関連団体の代表
 - (5) 建築行政機関の職員
- 2 協議会に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長がこれを統轄する。

- 2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会において必要があると認めるときは、アドバイザー並びに関係者を出席させ意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、建設部建築課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。